

「さらしなルネサンス」規約

(目的)

第1条 「さらしな」は、「月の都」として平安時代の都人をはじめ、全国の人々が特別の思を寄せる憧れの地であった。その素晴らしい魅力を現代に伝え、姨捨山の裾野に広がるさらしなの里を、世界に誇れるスーパーブランドとして確立する。

これらを地域特産物や地域事業に活かして、地域の人々の誇りとするとともに、これを世界に発信し、地域づくりに貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「さらしなルネサンス」と称する。

(会員及び会費)

第3条 この会の目的に賛同する人は、会員となることができる。

2 年会費は、1,000円とする。

(活動内容)

第4条 この会は、目的を達成するために必要なテーマを随時、掲げ、掘り下げるイベントや取り組みなどを行う。企画作りや開催にあたっては、会員それぞれが持つネットワークを活用する。

(役員とその任務)

第5条 この会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名 副会長 若干名 事務局員 若干名(事務局長1名)、
- (2) 会計 1名
- (3) 監事 2名

2 役員の仕事

- (1) 会長は会の代表として運営全般を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局員は会務を担当する。
- (4) 会計は本会の会計の処理にあたる。
- (5) 監事は会計監査を行う。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(顧問)

第6条 この会には、必要に応じて顧問を置くことができる。

(会議)

第7条 会議は、総会と役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は年1回開催し、役員会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は会員総数の過半数(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。
- 4 総会では、事業報告と計画、会計決算と予算、規約の改定、役員の改選を審議し決定する。

(経費及び会計)

第8条 会の事業遂行に必要な経費は、会費、補助金、賛助金、委託金、その他の収入によって賄われる。役員及び会員の活動は奉仕活動として位置付け、手当等は支給しない。但し、特別の出費には実費が支払われる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、年度末に総会を開催して会計報告と会計監査報告を行い承認を得る。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、役員会で定める。

附 則

この規約は、平成27年3月14日から施行する。